

大館市消防団組織の見直し等に関する 検討委員会報告書

(消防団再編計画案について)

平成27年10月

(1)消防団の組織

①組織体制と区域

既に分団長全員から同意を得ており、特に意見は無い。但し、運営に関する不安は多いので、団本部は十分な助言、指導に努めること。

再編後の出動区分は、団員が混乱しないよう、分団内の連絡網を整備するよう指導すること。

②再編の時期

実施日を平成 28 年 4 月 1 日とすることについて、特に意見は無い。

移行期間については、住民説明会において「長い」という意見が複数あったようだが、身分補償に要する期間であるほか、統合される分団がうまく機能するための準備期間として、また、車両等の配備に要する期間なので必要と考える。

③地区隊の名称

移行期間を終えた後の、各地区隊の名称については、旧分団名を使えば纏いの作り直しなどが発生しない。

(2)消防団の役割

①消防団に求められるもの

消防団に求められる任務については、団本部と消防署が連携し、全団員へ十二分に知らしめること。

②研修の充実

火災現場や自然災害の現場で役立つ、より実践的な研修や資格が付与される研修の実施を検討すること。

(3)消防団員の処遇改善

①報酬及び手当の増額

消防団員はボランティア精神により活動を行っているが、報酬及び費用弁償である出動手当については、「地方交付税標準団体行政経費積算基礎額」との隔たりをなくす

ため、市当局との協議を進めること。

②消防団の活性化

平成 26 年度に始まった応援の店事業について、協力店舗が増えるようつとめること。また、市町村合併から既に 10 年を経過しており、消防団員の交流を図るためにも、出初式後の懇親会や OB 会の合併など地域の垣根払いを推進すること。また、消防団が果たすべき役割が日々拡大するなか、今回の再編によって活動範囲が広がったことで団員の負担が増えないよう、また、操法大会等の各種行事のあり方について、積極的に見直しを図ること。

(4)施設と装備の整備

①施設

再編に伴って、新たに拠点となる施設については、老朽度・危険度を調査し、改修等の整備を進めること。住民説明会でも多数の意見要望があったとおり、施設の整備は消防団の活性化のためにも必要であり、老朽化した施設の管理を漠然と各分団に任せたりしないこと。

②装備

新たに配備する軽積載車については、年次計画は複数台の購入を目指すなど、機動分団化事業を促進し、早期に配備を終えること。また、各分団へ配備する予定となっている救助資器材についても、増加する自然災害に対応するためにも、内容を充実して早期に配備を終えること。

(5)他組織との連携

①常備消防

常備消防と消防団が協力して円滑な現場活動が行えるよう、団員教育に努めること。

②自主防災組織

自主防災組織は共助活動の要となる団体なので、有事の際には連携して活動できるよう、消防団と消防署が協力して活性化に努めること。

③町内会

住民説明会において、誰が消防団員なのか判らない、という意見があった。分団と町内会との関わり方については、地域における消防団の評価にも繋がるので、各分団に任せきるのではなく、団本部で協議し、統一した対応を検討すること。これは、市に届出のあった災害時における要援護者への対応についても関係するので、早急に進めること。

(6)消防団の確保対策

地域コミュニティへの帰属意識が薄れている現在においては、新規団員の大幅な増加は期待できないが、団本部が予定する「消防団活性化計画」の策定によって、魅力ある消防団づくりがなされ、多くの新規団員が確保される事を期待する。

(7)その他

①情報の広報について

消防団に関わる情報を、団員を含む地域住民へ発信できる手段を検討すること。住民説明会で出されたとおり、団員はもとより、地域住民も消防団がこのような状況にあるのを知らなかった。消防団は市の機関でもあるので、情報の発信は必要であり、重要である。

②団員の勤務先への協力依頼

災害時の出動はもとより、出初式や訓練等のために休暇が取得出来るよう、消防団協力事業所の拡充に努めること。

平成 27 年 10 月 9 日

大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会

委員長 齋藤 勉

資料1 大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会設置要綱

○大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大館市消防団組織の見直し等に関する必要な計画の立案及び協議を行うため、大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果をとりまとめて団長に提言を行う。

- (1) 消防団の再編成に関すること。
- (2) 消防団の組織及び運営に関すること。
- (3) その他消防団組織の見直し等に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は、消防団長の指名する副団長をもって充て、副委員長には、消防総務課長を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会には幹事会を置く事ができる。その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、委員会に付議すべき事項について、事前に調査・協議する。

4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

5 幹事長は、委員長の指名する副団長を充て、副幹事長は、総務課長補佐を充てる。

6 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会及び幹事会の会議は、それぞれの委員長及び幹事長が必要に応じて招集し、それぞれその議長となる。

2 委員長及び幹事長は、必要に応じて委員会及び幹事会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、消防本部消防総務課総務係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成27年3月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

副団長(3人)、副団長の指名する分団長(6人)、消防総務課長、警防課長、

副団長(大館、比内、田代)、分団長(大館3、比内2、田代1)

計11名

別表第2(第5条関係)

副団長(1人)、副団長の指名する当該区域の分団長、消防総務課長補佐

最大5~6名

※消防団再編の場合は、第6条第2項に基づき自主防組織連絡協議会にオブザーバーとして参加を依頼する。

会長、比内地区1名、田代地区1名、大館北地区1名、大館南地区1名の計5名。

資料2 大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会開催経過

	日時・場所	議題
第1回	平成27年6月9日 消防本部会議室	・大館消防団再編計画案について
第2回	平成27年6月30日 消防本部会議室	・大館消防団再編計画案について ・住民説明会と団員への説明について
第3回	平成27年10月9日 消防本部会議室	・団幹部会議の結果報告と住民説明会の結果について ・検討委員会報告書について

資料3 大館市消防団組織の見直し等に関する検討委員会名簿

役職	氏名	職名及び領域	備考
委員長	齋藤 勉	大館地区代表副団長	大館地区
副委員長	三浦 勝彦	消防本部消防総務課長	
委員	菅原 久隆	比内地区代表副団長	西館地区
委員	浅利 重博	田代地区代表副団長	山瀬地区
委員	齋藤 義信	大館地区代表分団長	大館第5分団長 釈迦内・花矢地区
委員	殿村 研一	大館地区代表分団長	大館第17分団長 十二所・上川沿地区
委員	小林 大樹	大館地区代表分団長	大館第13分団長 二井田・真中・川口
委員	高橋 久	比内地区代表分団長	比内第1分団長 扇田地区
委員	佐藤 正彦	比内地区代表分団長	比内第6分団長 東館地区
委員	高橋 與市	田代地区代表分団長	田代第1分団長 早口地区
委員	高橋 幸一	消防本部消防次長兼警防課長	
オブザーバー	長谷部 芳孝	自主防連絡協議会会長	
オブザーバー	成田 正市	自主防災組織大館地区代表	自主防連協代議員
オブザーバー	畠山 克己	自主防災組織大館地区代表	自主防連協監事
オブザーバー	佐藤 吉永	自主防災組織比内地区代表	自主防連協副会長 味噌内
オブザーバー	荒川 邦隆	自主防災組織田代地区代表	自主防連協代議員 谷地の平